

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年2月24日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

村山秀幸

新潟県後期高齢者医療広域連合条例第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第2号」を「第2条第4号」に改め、同条第2号中「第2条第4号」を「第2条第6号」に改め、同条第3号中「第2条第5号」を「第2条第7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。